

令和 7 年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務
公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和 7 年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容 (75 点)
- (2) 業務の実施体制 (15 点)
- (3) 実施経費 (5 点)
- (4) 実施スケジュール (5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所（予定）

日時：令和 7 年 6 月 11 日（水）

場所：高知市永国寺町 6-28 高知県産学官民連携センター

（高知県立大学・高知工科大学 永国寺キャンパス地域連携棟 1 階）

※状況に応じて、審査委員会をオンライン（Zoom）で開催する場合がある。

※参加者多数の場合は、審査委員会を終日開催とする。

- (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 事業者 20 分とする。

イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を 20 分設ける。

ウ プレゼンテーション開始時刻は別途審査委員及び参加者に通知する。

4 審査の方法

- (1) 提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、随意契約の相

手方となる候補者と次点者を決定する。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

【審査基準】

(別紙)

審査項目			評価の視点	配点	評点
1. 企画提案内容	全体企画と調整		本業務の目的をよく理解した上で、自社の強みを活かした企画・提案内容となっているか。	10	75
	産学官連携促進プログラム	プログラム全体の構成	産学官連携の意識合わせ、課題の抽出、課題の深掘り・磨き上げ、マッチングを目指したコーディネートについて、勉強会や意見交換会の開催も含めたプログラムが体系的に示されているか。	20	
		勉強会	産学官連携に関する意識合わせという目的に沿った勉強会の内容や進行方法等が具体的に提案されているか。	10	
		意見交換会	産業団体と高等教育機関の連携を促進する場となるような意見交換会の内容や進行方法等が具体的に提案されているか。	15	
		課題のブラッシュアップ及びマッチングを目指したコーディネート	・プログラムの一連の流れの中で、産業団体の持つ課題をどのように選定し、深掘り・磨き上げをしていくのか具体的な手法が提案されているか。 ・マッチングを目指したコーディネートの方法は具体的なかつ効果的なものが提案されているか。 ・本業務における企画提案者と高知県産学官民連携コーディネーターとの連携について示されているか。	20	
2. 業務の実施体制	事務局の運営体制		事業を効果的に遂行するためのスタッフの人員・体制が確保できているか。	10	15
	業務実績		これまでに類似業務や実績は十分にあるか。	5	
3. スケジュール			スケジュール的に無理のない、業務の実施が可能であるか。	5	5
4. 実施経費			事業の実施にあたり、経費の配分が適切であり、無理なく実施可能であるか。	5	5

総合計	総合計	100
-----	------------	------------